

JeSU 公認タイトル規約

正当な権利を有するタイトルの発行主体（以下「IP ホルダー」という）は下記の条件に則り、すべての項目を準拠した上で一般社団法人日本 e スポーツ連合（以下「JeSU」という）に公認申請を行うことができる。

JeSU が公認条件を満たしていると認めた場合、申請タイトルは JeSU 公認タイトルとしてジャパン・e スポーツ・プロライセンス、ジャパン・e スポーツ・ジュニアライセンス、ジャパン・e スポーツ・チームライセンスを JeSU 公認大会において発行することができる。

1 競技タイトルの公認条件

以下の 4 項目に基づき、IP ホルダーと JeSU が協議の上、JeSU が判断する。

- 1.1 ゲーム内容に競技性が含まれること（競技性）。
- 1.2 ゲームとして 3 か月以上の運営・販売実績があること（稼働実績）。
- 1.3 今後も e スポーツとして大会を運営する予定があること（大会の継続）。
- 1.4 e スポーツとしての大会の興行性が認められること（興行性）。

2 シリーズ作品の公認条件

- 2.1 前作が公認タイトルとして認定されているシリーズの正当な続編である場合は、稼働実績が 3 か月に満たない場合でも認定を受けることができるものとする（継続認定）。
- 2.2 PC、モバイル、アーケード、家庭用ゲーム機など他機種からの移植もシリーズ作品とみなすものとする（他機種からの移植）。

3 規約の改訂等

- 3.1 JeSU は、この規約に定めのない事項については別途詳細を定め、また、この規約を随時変更することができるものとし、この規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、電子メール、書面その他 JeSU が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

平成 30 年 5 月 8 日制定、施行